辰野町公共施設等総合管理計画　《概要版》　（令和5年3月）

1.計画改訂にあたって

本計画は、平成 28 年 11 月策定、令和４年３月一部改訂した「辰野町公共施設等総合管理計画」の背景をふまえながら、平成 30 年２月に総務省において改訂された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に沿った不断の見直しを実施し、公共施設等の適正管理について計画的な推進を図る内容とします。改めて辰野町の公共施設等の現状や利用需要の変化等を把握し、人口減少が加速することや人口減少に伴い財政状況がさらに厳しさを増すことが予測される状況をふまえ、現計画を見直し、これらの状況に対応した計画の改訂を行います。

基本方針の設定については、公共施設等の建設時期や耐震改修などの現状から課題を整理し、安全で快適な施設を長期に渡って確保することが可能となるよう、地域の需要に対応した施設の有効活用と良質なストック形成のための総合的なものとします。

今後の目的としては、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることをふまえ、長期的な視点から、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現させることを目指します。

また、計画の具体化に向けた取組みを推進するにあたり、「辰野町公共施設個別施設計画」を新たに策定し、必要と認められる各分野や施設等の長寿命化・保全計画を整備します。

◇計画期間

本計画の計画期間は、令和５年度(2023)～令和 14 年度(2032)とします。また、検討期間として令和 44 年度(2062)までの 40 年間を見据えるものとします。

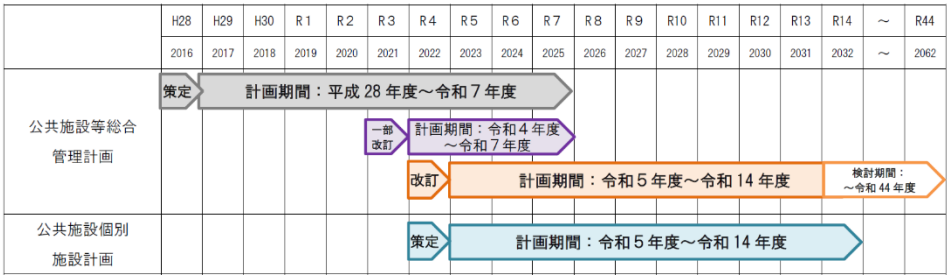

◇対象施設

辰野町が保有する財産のうち、全ての公共施設等を本計画の対象とします。

公共施設等
- 公共施設：集会施設、学校、保育園、福祉施設、産業施設、行政施設、公営住宅等
- インフラ施設：墓園、交通施設、道路、橋梁、上下水道、公園

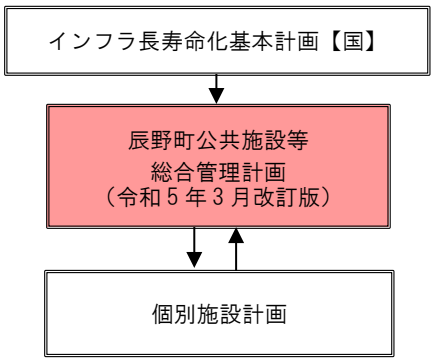

◇計画の位置づけ

本計画は、「インフラ長寿命化基本計画」の方針に基づき、平成 28 年度策定、令和３年度一部改訂した計画を改訂するものであり、各公共施設等の「個別施設計画」を策定するための指針として位置づけられます。

2.辰野町の現状と将来見通し

現状

■人口
- ５年間(H27～R2)で 6.1%減少
- 全国や長野県全体の動向よりも減少幅が大きい

■財政
- 歳出が増加しており、義務的経費が 37.8%を占めている

■施設の状況
- 公共施設の１人当たり延床面積は約 6.1 ㎡/人と県内９町平均（約 5.6 ㎡/人）を上回る

公共施設の１人当たり延床面積(他自治体との比較)

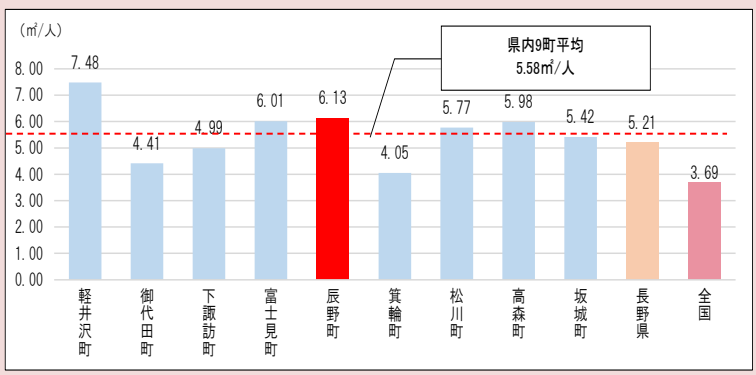

将来

■人口
・R42 には R2 から 38.9%の減少と推計
■財政
・人口減少等に伴う地方交付税の減額、町税の減少
■施設の状況
・築 30 年を超え（全体の 67.3%）、かつ大規模改修未実施の施設が、全体の 43.3%となっており、今後、これらの施設の更新等が集中する見込み
・インフラ資産についても老朽化が進み、順次更新の時期を迎える見込み

総人口の推移と将来推計※H27・19,747 人は国勢調査人口から年令不詳人口を除いた値

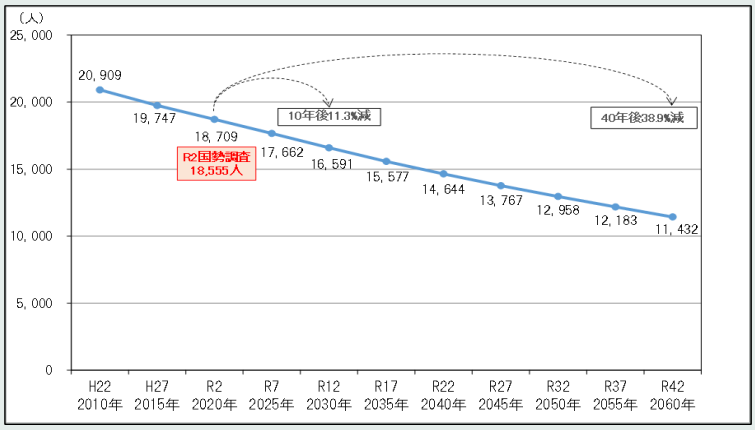

更新等費用の見込み

■将来の更新費用等の見込み
これまでのように、大規模改修による長寿命化は行わずに、中間年で計画改修、50 年（木造は 30 年）で更新すると想定した場合、今後 40 年間にかかる事業費等は約 366.9 億円、約 9.2 億円/年となる見通し

長寿命化をしない場合の更新等費用

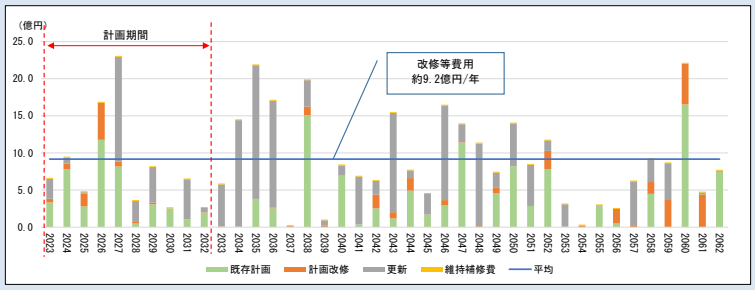

公共施設等整備の課題

①人口 1 人当たりの面積、管路延長

現行計画となる平成 28 年 11 月策定、令和４年３月一部改訂した「辰野町公共施設等総合管理計画」と比べ、公共施設の延床面積、道路の延長と面積、橋梁の面積、上水道管及び下水道管の延長は増加していることが分かります。また、公園に関しては、全国や県内の平均より広い面積を保有しています。

令和２年度国勢調査の結果をふまえ、今後の人口減少が予想される中で、施設総量についても人口規模にあわせた縮減を検討する必要があります。

②将来の更新等費用の試算と投資的経費の比較

将来、全ての資産（耐用年数設定のない公園は除く）を所定の供用年数をもって更新するとした場合の費用総額は、40 年間で約 961 億円、１年当たり 24 億１千万円と見込まれます。

直近５年平均の各施設の整備に要した投資的経費は総額で 11 億６千万円になっており、上記で算定された更新等費用の見込み額と比較すると、今後公共施設等の整備に係る費用が、1 年当たり約 13 億円不足することになります。一方、投資的経費の財源には、国・県の補助金等も含まれており、財源不足を補い、財政負担を軽減、平準化するためには、基金の運用・積立や、交付税措置のある地方債や補助制度を活用していく必要がありますが、それぞれの政策や財政状況等により影響を受け、計画どおり実施することができないことも予想されます。こうしたことからも、施設総量の削減、施設整備の効率化等により、今後整備、更新等にかかる費用を軽減していくことが必要となります。

3.公共施設等管理計画

■公共施設等管理の基本方針

全ての資産を現在の規模で更新するとした場合の費用は、前述のとおり莫大で、将来の財政状況をふまえても実現できるものではありません。

この状況は、辰野町のみならず全国の市町村も同様ですが、今後も、町民生活に必要なサービスが提供できる環境を継続していくためには、公共施設等の資産のあり方、管理・更新方法を根本的に見直し、将来にわたり段階的に維持管理コストを縮減していく必要があります。このことから、次の目標を定め、公共施設等の管理の適正化を推進します。

今後の目標

公共施設個別施設計画の目標である施設の長寿命化による年間約 1.4 億円の更新等費用の縮減を実施し、同時に、これまでの投資的経費実績額程度に今後の改修、更新等費用を抑えるため、施設量を約 25.7%縮減することを目標とします。さらに、人口減少(40 年間で 38.9%以上の減)に対応した施設量の適正化、支出額の抑制を推進していきます。

●施設量の適正化［施設総量の約 25.7%縮減を目指す］
●支出の抑制［人口減少(40 年間で 38.9%以上減)を想定した支出額の抑制］
●各種長寿命化計画等の適正な推進

基本方針

①長寿命化の更なる推進

本計画策定にあわせて策定した「辰野町公共施設個別施設計画」では、対象施設について施設の長寿命化を推進することにより約 1.4 億円/年の更新費用縮減を図ることができるとしていますが、公共施設の更新等費用が約 2.0 億円/年不足する見通しとなっており、更なる施設の長寿命化の推進により、更新等費用の縮減を進めていく必要があります。

②総資産量の適正化

公共施設については、人口減少と厳しい財政状況をふまえ、必要なサービス水準を確保しつつ、事業目的の達成や情勢の変化等により、今後、利用者数の減少・低迷が予想される施設に関しては統廃合や転用・多目的化、除却を推進して総量約 38.9%以上の縮減を目指します。総量や箇所を減らすことで、各施設や提供サービスの質を向上させるための費用の捻出がしやすくなります。インフラ施設については、現時点では基本的に総量の減縮が困難な状況にありますが、各個別施設計画において示されているように、橋梁では補修によるコストの縮減、上水道では施設•設備の廃止•統合（ダウンサイジング）と合理化（スペックダウン）を検討・実施していくことで費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

③維持管理コスト削減と施設の有効活用による財源確保

維持管理、運営において、施設等の特性をふまえたうえで、施設の目的にあった最も適切な民間企業や団体等を選定することを前提に、民間委託、指定管理者制度等を活用し、コスト削減に取り組むとともに、公共施設等を経営資源として捉え、提供サービスの品質向上、利用拡大、資産活用による収入の増加を図ります。また、体育施設や文化施設等の施設使用料の定期的な見直しにより受益者負担の原則に沿って適正化を図り、財源確保に努めます。経費節減・経常経費の抑制を図り、施設使用料等を原資とした基金の積立と計画的な運用を行い、将来にわたり費用負担の平準化を図ります。

■公共施設等管理の取組み

複合･集約化の方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等をふまえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との複合･集約化の方針を設定していきます。

民間活力の導入

官民の役割分担を明確にし、ＰＰＰ／ＰＦＩなどの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に積極的に導入するなど、民間事業者等の資金やノウハウを活用したサービス提供を推進します。また、包括的な民間委託発注など、効率的な契約方法の検討を行います。

①定期的な点検・診断の実施　②計画的な修繕の実施　③快適性や安全性、耐久性を向上させる改修の実施
④更新の実施方針　⑤安全確保の実施方針　⑥耐震化の実施方針　⑦ユニバーサルデザイン化等
⑧公共施設等における脱炭素化の取組の推進　⑨改修・更新等費用の確保と受益者負担の適正化

4.類型別施設の管理方針

■公共施設

公共施設は、予防保全型維持管理を基本に長寿命化を図ります。

施設ごとの利用状況、維持管理コスト、費用対効果、老朽化状況を把握し、将来も利用が見込めない施設については、転用や統合、廃止等を検討します。（規模縮小、減築等による更新・改修、長寿命化による維持、解体・売却による廃止、用途変更や貸付等による転用など）地域性を重視したうえで、町全体として効果的・効率的に機能する配置を検討します。

施設の新設が必要とされた場合は、総量縮減目標の規制範囲内で、費用対効果などを慎重に考慮したうえで行うものとします。

施設の除却により生じる跡地等は、立入禁止などの安全措置を講じるとともに、有効活用の検討をした上で、原則として早期売却を図ります。また、持続可能な開発目標(SDGs)に掲げられた目標への取組みとして、省エネ化・再エネ利用の推進に努めていきます。

■インフラ施設

インフラ施設は、地域の特性も考慮しつつ、長期的な経営視点に基づき、現状維持を基本としますが、個別計画や経営戦略等に基づき、定期的な点検と計画的な維持補修・整備を行い、維持管理コストの平準化と抑制を図ります。

5.計画の推進

■計画の実現に向けて

辰野町第６次総合計画の基本方針２の戦略６、「公共施設の総合管理（マネジメント）の強化」において「公共施設等総合管理計画の推進」と「公共施設等の適切な管理運営」を位置づけています。

インフラ施設については基本目標 6-1、都市基盤の整備・維持において「インフラの維持」として「道路、橋梁の適正な維持・管理・改良」、「上下水道の適正な維持・管理」を、「魅力ある住環境づくり」としては「公園などの憩いの空間の充実」を主な事業として、施策の方向性を定めています。

個別施設計画や辰野町実施計画において、上記の施策を実現するため、具体的な事務事業や財源を明らかにすることとなっています。調整を図る中で、総合管理計画の内容を反映させていきます。

■推進体制と体制の構築方針

（１）庁内体制

本計画の推進・進捗管理にかかる事務は、まちづくり政策課を主管課とします。

まちづくり政策課は、固定資産台帳により公共施設等を一元管理するとともに、各施設の所管課との調整を行い、庁内での情報共有と計画の推進を図ります。町長を本部長とし、各課の課長及び課長補佐で構成する辰野町行財政改革推進本部会が、計画の進捗を定期的に検証するとともに、必要に応じ、計画の見直しまたは推進に必要な調整を行います。

また、辰野町行財政改革推進本部会においては、財務諸表等の最新データをもとに常に見直しを行い、施設の統廃合等の検討を進めます。

さらに、本計画を推進するための人材の育成・確保の視点から、技術的な研修も含め、施設等管理のための職員研修を実施していくこととし、研修計画は別途、辰野町行財政改革推進本部会において検討を進めます。公共施設等の管理を外部に委託する場合も、必要に応じて研修への参加を促します。

（２）町民との協働

本計画の実行には、町民の理解と協力が不可欠です。公共施設の適正配置の検討・推進にあたっては、町民に情報を提供し、広く意見を求める中で推進します。

計画の進捗状況や計画の見直し等については、町内の有識者で構成する辰野町基本構想審議会に諮り、その決定を受けて、公表するものとします。

また、各地区の公民館・集会所・コミュニティセンター等について、それぞれの地区と連携を密にして、協働で維持管理・長寿命化を推進します。

さらに、清掃、緑化、美化などの周辺環境の整備に関しては、公共施設等が所在する地区や企業、団体との連携を図り、町民参加型の管理も検討していきます。

■フォローアップの実施方針

本計画の施設類型ごとの基本方針等の更新フォローアップについては、ＰＤＣＡのマネジメントサイクルの手法で実施します。

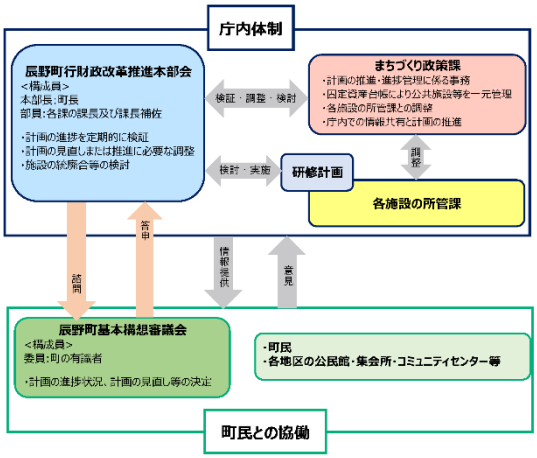

辰野町公共施設等総合管理計画【改訂版】
令和5年3月

発行：辰野町　編集：辰野町役場まちづくり政策課
〒399-0493　長野県上伊那郡辰野町中央１番地
TEL 0266-41-1111（代表）　FAX 0266-41-3976